

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名：第3次兵庫県環境基本計画（案）（兵庫県環境審議会中間報告）

意見募集期間：平成20年8月27日～平成20年9月24日まで

意見等の提出件数：126件（30人）

頁	意見等の概要	件数	意見等への考え方
P.8	「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」の表現に合わせ、「目標の達成を図ることとしている。」を修正すべき。	1	【対応困難】 県の現時点の取組姿勢を示したものであり、修正しません。
P.9	「大規模事業所への削減目標強化の指導」を削除すべき。	3	【対応困難】 既に推進している対策について記載しており、新たに削減目標を強化する趣旨ではありません。
P.23 ～24	基本目標や施策の目標が記載されているが、明確な数値目標の設定が必要ではないか。	3	【ご意見を反映】 環境基本計画は環境施策の基本的な方向を示すものであり、分野ごとの明確な数値目標については、個別計画の中で設定し進行管理を行っていきます。既に個別計画の中で設定している数値目標については、「第2部第2章 県の環境行政をめぐる現状と課題」に一部を記載しており、参考として「第5部 計画の効果的実施」に一覧表を追加します。
P.24	「環境情報の公開・共有化を図るとともに」を「環境改善情報の」と修正すべき。	1	【既に盛り込み済み】 「環境情報」には「環境改善情報」を含む環境に関する広範な情報を含めています。
P.26	環境と経済の好循環の政策手段の例示「税制、温室効果ガス排出量取引制度、自主協定等」を削除すべき。	3	【対応困難】 今後も、問題点と効果を考慮しながら推進していきます。
P.27	予防原則に基づく施策の展開にあたっては、関係者との合意形成が重要であることを記載すべき。	6	【ご意見を反映】 「関係者等とのコミュニケーションを図りつつ、」を追加します。
P.28 ～	「第4部 環境施策の展開方向」の文章が長く分かりにくい。	2	【ご意見を反映】 第4部の各項目の「 施策の進め方」を箇条書きにします。
P.28 ～	「第4部 環境施策の展開方向」に記載している施策の実施主体を明確にすべき。	3	【ご意見を反映】 第4部の各章ごとに、県民・事業者・行政が各々取り組むべき内容を「施策推進に向けた各主体の取組方向」として整理します。
P.29	中期的な温室効果ガスの大幅削減を実現する施策を実施すべき。	3	【既に盛り込み済み】 P.29「1 温室効果ガス削減と経済発展を同時に達成する低炭素社会の実現」に盛り込み済みです。

P.29	「6%を超える11%程度の削減の達成に努める。」を削除すべき。	2	【対応困難】 既に取り組んでいる目標について記載しているものです。 なお、誤解を与えるおそれがあるため、「努める」を「努めている」に修正します。
P.29	「兵庫版CDM制度」については、検討を始めたところであり、「制度化を図る」を「制度化について検討する」と修正すべき。	10	【ご意見を反映】 「排出量取引(兵庫版CDM方式)の制度化を図る」を「 <u>仕組み(CO₂共同削減移転制度)の制度化について、国の動向を踏まえながら検討を進める。</u> 」に修正します。
P.29	兵庫版CDM制度については、国の制度と重複するなど問題があるため、削除すべき。	4	【対応困難】 国が構築する制度を補完するような内容を検討中です。
P.29	排出量取引の利点を活かすため、産業部門にキャップをかけるべき。	1	【対応困難】 排出量削減に有効と考えられますが、県単独で行うことは困難であり、国とも連携しつつ検討していきます。
P.29	エネルギーの高効率化や省エネに資する取組が記載されているが、「低炭素化」の表現も追加すべき。	1	【ご意見を反映】 「生産エネルギーの高効率化のための技術開発、高効率省エネ機器の導入」を「 <u>生産エネルギーの低炭素化・高効率化のための技術開発、高効率機器の導入</u> 」に修正します。
P.30	省エネは住宅だけでなく、建築物に対しても普及させるべき。	1	【ご意見を反映】 「省エネ住宅の普及」を「 <u>省エネルギー性能の優れた住宅・建築物の普及</u> 」に修正します。
P.31 , 33	民生部門の対策として、省CO ₂ 効果の大きいヒートポンプ等の高効率機器の普及に向けて取り組むべき。 また、法改正に伴う定義見直しにより、燃料電池やコージェネレーションシステムが新エネルギーから削除されたため、修正すべき。	6	【ご意見を反映】 P.31の「また、燃料電池やコージェネレーションシステムのような新エネルギーの技術開発」を「 <u>また、燃料電池、高効率ヒートポンプ、高効率太陽電池、高効率照明や二酸化炭素回収・貯留などの技術開発</u> 」に修正します。 同様に、P.33の「燃料電池等の新エネルギー」を「 <u>燃料電池、ヒートポンプ等の高効率利用システム</u> 」に修正します。
P.31	住宅向け太陽光発電の導入促進について、より踏み込んだ対策が必要。	2	【既に盛り込み済み】 P.31「 <u>イ 住宅用太陽光発電施設の普及</u> 」に盛り込み済みです。
P.31	太陽光発電からの余剰電力買取の傾斜価格設定については、実施困難であり、削除すべき。	1	【ご意見を反映】 「更なる普及を図るため、太陽光発電の導入促進モデル事業等検討委員会を設置し、余剰電力の買取価

			格を当初高く、後年低くする傾斜価格の設定など、インセンティブが働く方策について検討する。」を「 <u>国の動向も踏まえつつ、更なる普及を図るためのインセンティブが働く方策について検討する。</u> 」に修正します。
P.33	燃料電池自動車以上に期待されているプラグインハイブリッド自動車・電気自動車の率先導入を追加し、水素自動車は削除すべき。	1	【ご意見を反映】 水素自動車は、既に実用可能な技術レベルに達しているため削除せず、「燃料電池車や水素自動車の率先導入」を「 <u>電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、水素自動車、燃料電池車等の率先導入</u> 」に修正します。
P.33	公共交通機関の利用促進など、環境に配慮した交通システムへの転換が重要。	2	【既に盛り込み済み】 P.33「イ 交通システムの転換」に盛り込み済みです。
P.33	県のインセンティブにより省エネ家電や省エネ住宅を導入促進すべき。	1	【既に盛り込み済み】 P.33「ウ 環境負荷の少ない住まいの普及」及び「ア 地球温暖化防止につながるライフスタイルづくり」に盛り込み済みです。
P.38	買い物袋持参運動や容器包装の簡易化に県が積極的に取り組むべき。	2	【既に盛り込み済み】 P.38「ア 一般廃棄物の発生抑制」に盛り込み済みです。
P.42	生物多様性の維持に向けた取組の推進には、行政組織の各部局を横断的に網羅し、各事業において「ひょうごの森・川・海再生プラン」との整合性をチェックする機能を持たせることが必要。	1	【ご意見を反映】 「ひょうごの森・川・海再生プラン」については、P.57「(3)環境を通じた地域間交流の活性化」に記載していますが、生物多様性の保全とも密接な関係があるため、P.42「1 生物多様性保全のための基本方針の策定」の中にも記載します。
P.45	植樹する際には、遺伝子の攪乱を防ぐため、地元の在来種を用いるべき。	1	【既に盛り込み済み】 P.45「オ 在来種による植栽」に盛り込み済みです。
P.46	「里海」の定義は、「第3次生物多様性国家戦略」の定義に合わせるべき。	1	【対応困難】 瀬戸内海環境保全知事・市長会議の構成府県市で協議し定めた定義であり、修正しません。
P.50	微小粒子状物質(PM2.5)に対する措置を講じる前に、地域におけるPM2.5のリスクの実態を把握する必要がある。	6	【対応困難】 PM2.5による健康リスクについては、国の検討会において定量的な評価等の検討が進められており、県では国の動向を踏まえて適切な措置を講じていきます。
P.50	新たな局地的な地下水・土壌汚染が明らかになった場合、汚染対策は、汚染の状況に応じ、対策の妥当性が確保されつつ、	3	【ご意見を反映】 土壌汚染対策法第7条の表現に合わせ、「その汚染範囲を特定し、汚染の除去等の」を「その汚染範囲

	合理的かつ適切に実施される必要があることから、適切なリスク管理を主旨とした記述とすべき。		を特定し、被害を防止するため、汚染の除去、拡散の防止等の」に修正します。
P.51	地域環境負荷の低減にあたっては、「規制的手段の的確な施行」だけでなく、「事業者を含む各主体の自発的な取組」を尊重することを明記すべき。	6	【既に盛り込み済み】 P.51「ア 環境情報の公開と自主的取組」に盛り込み済みです。
P.51	計画段階環境アセスメントについては、制度化を前提とせず、現状や国が検討しているガイドラインを踏まえ、有効性評価の検討がまず必要である。	4	【対応困難】 全国的に実施事例が少ないことから、ケーススタディの実施等、制度化への検討を進めていきます。
P.52	P R T R法では、特定化学物質の排出量及び移動量を把握することが規定されているが、使用実態の把握は規定されていないため修正すべき。	4	【ご意見を反映】 「使用実態」を「 <u>排出量及び移動量</u> 」に修正します。
P.52	「規制対象物質となっている化学物質の排出規制を行う」については、必要性の検討が必要。	3	【対応困難】 引き続き大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の排出規制を行うもので、更なる規制強化を行う趣旨ではありません。
P.52	誤解を招くおそれがあり「フッ素化合物類やフタル酸エステル」を削除すべき。	2	【対応困難】 フッ素化合物類やフタル酸エステルの一部化合物は、国際的にも対策が検討されていることから、例示したものです。
P.58	防災・減災の視点も含むのであれば、人と防災未来センターや(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構との連携についても記載すべき。また、地球温暖化への適応については、防災に限らず、保健医療の分野との連携、例えばWHO神戸センター等も記載すべき。	2	【ご意見を反映】 WHO神戸センター、人と防災未来センター、ひょうご震災記念21世紀研究機構を追加します。
P.58, 59, 63	県内の国際環境研究機関の連携・活用を図り、国際環境協力を推進し、兵庫県から世界に向けて先導モデルを情報発信すべき。	3	【既に盛り込み済み】 P.58「ア 県内の専門機関や専門家の交流・連携」、P.59「(5)国際環境協力の推進」及びP.63「(2)日本の縮図・兵庫からの環境情報の発信」に盛り込み済みです。
-	兵庫県らしい取組を盛り込むべき。	1	【既に盛り込み済み】 計画の随所に盛り込んでいます。 例としては、地球温暖化防止については「条例に基づく事業者への排出抑制計画の策定義務づけ」、循環型社会構築については「ひょうごエコタウン構

			想」、生物多様性保全については「コウノトリ野生復帰」、地域環境負荷低減については「ディーゼル自動車等運行規制」等が挙げられます。
-	その他（国によるグリーンエネルギーの買取り、京都メカニズム分の実態把握、等）	9	【対応困難】 国で取り組むべき項目であり、対応は困難です。
-	竹林整備、間伐材の木炭化、木炭の使用によるCO2排出量削減を提案する。	2	【その他】 ご提案については、今後の環境施策を推進するための参考とさせていただきます。
-	遊休地・耕作放棄地において、希望者への就農支援を行うべき。	1	
-	ヌートリア、ハクビシン、セイタカアワダチソウ等の外来生物に対する防除計画を策定すべき。	1	
-	子供が安全に環境体験学習等に活用できるよう、ため池を改修すべき。	1	
-	スーパーコンピュータの活用の可能性について検討すべき。	1	
-	自治体の環境政策に携わる若手職員の能力向上のため、海外の公害対策に出向させてはどうか。	1	
-	企業のCSR活動として、自然公園の併設や所有を義務づけてはどうか。	1	
-	計画推進のため、知事室をトップとする庁内横断組織や計画を監視する行政から独立した管理官を設置してはどうか。	2	
-	その他（自らの活動内容の紹介や商品の販売方法等）	11	
計		126	